

滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省・環境省令第 1 号）による下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）の一部改正を踏まえ、国の公衆浴場における水質基準等に関する指針が改正されたことに伴い、本県における公衆浴場に係る措置の基準を改めるため、滋賀県公衆浴場法施行条例（平成 7 年滋賀県条例第 45 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 公衆浴場における浴槽水の水質基準の項目について、大腸菌群を大腸菌に改めることとします。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県公衆浴場法施行条例新旧対照表

旧	新
第1条・第2条 省略 （公衆浴場の措置の基準） 第3条 省略 2 公衆浴場の営業者が講じなければならない維持および管理についての措置の基準は、次のとおりとする。 （1）省略 （2）浴槽水の水質は、次の基準（知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合にあつては、アまたはイを除く。）を満たすものであること。 ア・イ 省略 ウ <u>大腸菌群</u>は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。 エ 省略 （3）～（15）省略 3 省略 第4条以下 省略	第1条・第2条 省略 （公衆浴場の措置の基準） 第3条 省略 2 公衆浴場の営業者が講じなければならない維持および管理についての措置の基準は、次のとおりとする。 （1）省略 （2）浴槽水の水質は、次の基準（知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合にあつては、アまたはイを除く。）を満たすものであること。 ア・イ 省略 ウ <u>大腸菌</u>は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。 エ 省略 （3）～（15）省略 3 省略 第4条以下 省略